

第五回建設関連業検討会の議事概要について

平成22年1月19日(火)に開催した第五回建設関連業検討会の議事概要を以下のとおり発表いたします。なお、会議資料については、建設関連業HP(URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000057.html)に掲載しております。

建設関連業検討会(第5回)議事概要

日時:平成22年1月19日(火)9:30~12:00

場所:九段第三合同庁舎11階共用会議室1

出席者:小澤一雅、吉村孝司、田中弘、矢島壮一、堤盛人、市川喜久男、友永則雄、成田賢、横田耕治、河村正人、藤森祥弘、野村正史、横山晴生、長田信、松本大樹(敬称略)

- 資料1、資料2、資料3について、事務局から説明
- 補足説明資料について、成田委員から説明

(議事内容)

(1)「登録制度の活用状況」について

- ・ 現況報告書に関する省庁間での申合せにおいて、現況報告書の副本の写しを積極的に活用するとあるが、どの程度の登録業者が確認印を押印した現況報告書の副本の返却を受け、どの程度の発注者が「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」において規定されているように、代替書類として活用しているかを確認してもらいたい。
- ・ IT化が進む中、現況報告書を紙で提出することは時代遅れであり、データベース化の検討など今後どうするか考える必要がある。

(2)「登録制度の課題と方向性」について

<意義・考え方について>

- ・ 登録制度の仕様・スペックを今日的な課題に合わせて考えていくということになると思うが、活用状況等は発注者によって様々であるので、そのレベルをどこに置くかという考え方を共有しておくべきである。登録制度の対象としては、都道府県・政令市といった一定の規模、一定の技術力を必要とする業務を有する発注者を想定するものとする。

- ・ 登録制度の意義・目的に発注者の視点はあるが、納税者の視点が入っていない。納税者である国民の視点を常に意識したものとすべきである。
- ・ 登録業者の情報提供については、建設業など他の業との比較を行った上で、内容や方法について検討すべきである。
- ・ 瑕疵担保責任については、時代の変化の中で後から付加された考え方であり、保険制度や契約約款などとともに別に議論すべきである。
- ・ コンプライアンスというのは当然として、企業倫理・技術者倫理を基盤に置くべきではないか。企業情報の信頼性のコストを抑えるためにも必要。
- ・ フルセットコンプライアンスという言葉もあり、企業倫理、技術者倫理はこれに内包されると理解することもできる。
- ・ 技術者倫理については、個々の技術者資格においてその倫理性が求められているので、むしろ経営者倫理が大事ではないか。また、発注者も倫理観が必要である。

<発注者に対する情報提供について>

- ・ 情報提供システムの継続性を考えた場合、原資をどう確保していくかということや必要なコストについても検討しておくべきである。
- ・ **TECRIS** と登録制度をリンクさせることも検討すべきである。
- ・ 発注者の便宜に供することにおいては、発注業務の効率化という視点も前提として考えるべきである。
- ・ 登録制度のシステムと **TECRIS** を完全にリンクさせるということではなく、企業情報は登録制度、技術者情報は **TECRIS** と整理すればいいのではないか。
- ・ 測量、建コン、地質という今までの業種ごとの切り口の中での議論から抜けきれていない。今後の業態を考えた場合、3業種の枠組みを超えて考えるということと国際的制度とのダブルスタンダードにならないようにするということを考えるべきではないか。
- ・ 現況報告書の技術士等一覧表において、ユーザーの利便性を考えると、**RCCM** や地質調査技士等の民間資格についても記載する必要があるのではないか。民間資格を含めたレビューを行うべきである。

<登録規程の見直し内容について>

- ・ 測量業の登録制度がこのままでいいのかということについても、検討する必要があるのではないか。また、登録事務を一元化することもあり得ないかについても改めて検討すべきではないか。
- ・ 第一段階で、技術管理者の専任性・常勤性を求める必要はないのではないか。技術者の常勤・専任は個々のプロジェクトの段階において縛ればよいことではないか。

- ・ 情報提供については、建設業で整備されているデータやその精度を建設関連業と比較してもらいたい。
- ・ 今は、登録要件を見直す時期ではないのではないか。建コン・地質の中間的処分の検討は是非やってもらいたい。
- ・ 登録制度では難しいが、優秀な技術者が恒常的に業界に入ってくるような仕組みが必要である。

<資料について>

- ・ 今回の資料の内容について、引き続き委員の意見を求めることとする。

(3) その他

- ・ 次回以降の検討会は、3月1日に第6回、3月30日に第7回を開催する。

以 上